

# ふるさとの 海に帰そう 川に還ろう

天然のウナギは産卵を遠い海で迎えます。

そして生まれたウナギは、このふるさとに戻ってきます。

まず、  
川を下らなければ  
うなぎ上りも  
ありません。  
本当のうなぎの  
こと  
知ってほしい、  
守ってほしい。



毎年 **10月から12月**は  
**ウナギの採捕を**  
**禁止**しています。

鹿児島県内の河川等の内水面及び海面（奄美市及び大島郡を除く）  
（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）

意図せずに採捕した場合は  
速やかに放流して下さい。

県内の内水面漁業協同組合では、さらに長い期間を禁止期間  
としている場合があります。

鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会 大隅うなぎ資源回復協議会

お問い合わせ先 鹿児島県水産振興課漁業調整係 TEL099-286-3428 鹿児島県水産振興課栽培養殖係 TEL099-286-3433